



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	戦時下、時代に悼さした北大生宮澤弘幸、再論：逸見勝亮氏「宮澤弘幸・レーン夫妻軍機保護法違反冤罪事件再考」評
Author(s)	井上, 勝生; Inoue, Katsuo
Citation	北海道大学大学文書館年報, 6, 71-81
Issue Date	2011-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/45216
Type	departmental bulletin paper
File Information	ARHUA6_005.pdf



< 研究ノート >

戦時下、時代に棹さした北大生宮澤弘幸、再論

——逸見勝亮氏「宮澤弘幸・レーン夫妻軍機保護法違反冤罪事件再考」評——

井上 勝生

はじめに

日米開戦の日（1941年12月8日）、北海道大学（当時、北海道帝国大学）のなかで、特高によって、北大生宮澤弘幸と外国人教師レーン夫妻が軍機保護法違反容疑で逮捕され、極刑に処された。このいわゆる「レーン・宮沢事件」について、弁護士上田誠吉氏が『ある北大生の受難—国家機密法の爪痕—』（朝日新聞社）を發表して、埋もれていた冤罪事件の重大性を世に訴えたのは、事件から46年経った1987年であった。そして昨年（2010年3月）、逸見勝亮氏は、本年報第5号に、調査報告「宮澤弘幸・レーン夫妻軍機保護法違反冤罪事件再考」を掲載された。上田氏の著書刊行からさらに23年を経て、はじめて北大人自身が、事件を取りあげた調査報告であった。「[宮澤・レーン冤罪事件]に対する北大の「対応」を明らかにすることは、北海道大学史研究の課題である」という立場をとる逸見氏の調査報告は、正面から事件に立ち向かったものとして高く評価される。

逸見氏の調査報告の論点は、大きく言えば、三点から構成されている。第一に、戦後も北海道大学が、事件が冤罪であったことはもとより、事件のあったことにすら触れてこなかったことを具体的に詳しく指摘し、あらためて明らかな冤罪事件だったと、北大人の立場で確認した。第二に、北海道大学の公文書をはじめて調査し、北海道大学の事件との係わりについての新史料を見出した。第三に、見出された新史料によって事件を再構成し、後で紹介するような新たな考察を加えたのである。

逸見氏は、調査を踏まえて、レーン夫妻に対する北海道大学側の雇傭契約「解約」処理についても、「1921年以来予科英語教師として、教官と学生から敬愛を集めていたレーン夫妻を、北大は1942年には「其ノ方」と「敵国人」として扱うこととなったのである」と厳正に記述する。また、戦前にレーン夫妻と親交があり、夫妻を慕っていた中谷宇吉郎や杉野目晴貞、堀内寿郎ら、多数の北大関係者が戦後に実現させたレーン夫妻再招聘の経緯も、あたらしく解明している。今の現状を見れば、事件は、北大では検証されないままに、忘れられようとしていたのであり、あらためて解明に取り組んだ逸見氏調査報告の貢献の大きな事は言うまでもない。そのことを認めつつ、しかし北大生宮澤弘幸に係わる事件部分の逸見氏の再構成に、私は、重要な点で疑問を感ずることもあった。疑問点は、二点である。一つは、受難をこうむった北大生、宮澤弘幸の思想と行動の評価についてである。

もう一つは、見出された新史料の一つ、宮澤弘幸の「退学」の経緯に関する逸見氏の再検証についてである。いずれも、「戦争と北大生」、そして「戦争と大学」という課題についての重要な論点を孕んでいるように思う。

あらためて事件の要点を確認しよう。特別高等警察(特高)が、軍機保護法違反容疑で、北海道帝国大学工学部電気工学科2年生・宮澤弘幸と、同大学英語教師であったハロルド・レーンおよび同講師ポーリン・レーン夫妻の三人を逮捕した日は、日米開戦の当日(12月8日)で、逮捕場所は、北大構内の外国人教師官舎(北12条西5丁目)とその付近であった。宮澤弘幸は、懲役15年、ハロルド・レーンも、同15年、ポーリン・レーンは、同13年という極刑に処された。レーン夫妻は、戦時下の1943年、刑期途中にして、捕虜交換船でアメリカへ帰国した。一方、宮澤弘幸は、日本の敗戦によって、1945年冬に釈放されたが、翌々年早春に、投獄中に患った結核と重度の栄養失調のために病死した。

上田誠吉氏は、1987年当時、国家機密法の国会上程が取りざたされ、それに警鐘を鳴らす言論活動をすすめるなかで、この北大生と外国人教師の冤罪事件に出会い、前にあげたように『ある北大生の受難—国家機密法の爪痕—』と、翌年『人間の絆を求めて—国家機密法の周辺—』(花伝社)を刊行した。上田氏は、宮澤家の遺族と出会った上で、宮澤の上告を退けた大審院判決を見だし、当時の弁護士だけでなく裁判官とも面談し、失われた第一審判決を復元し、宮澤弘幸やレーン夫妻など外国人教師の記録や関係者の証言も収集した。そして、事件が冤罪であったことを証明し、北大生と外国人教師の交流を抑圧した軍機保護法、特高や裁判官の姿を浮き彫りにした。

上田氏の両著を、逸見氏は名著と評価した。私は、両著のうち、先に執筆された『ある北大生の受難』こそは、名著の名にふさわしいと思う。理由は、『ある北大生の受難』で、上田氏がまっさきに提起しているテーマの具体性、その重さによる。テーマとは、日米開戦の当日、特高による全国一斉検挙が行われ、多数が逮捕されたのだが、その中で、北海道大学の学生宮澤弘幸と教師および講師だったレーン夫妻に対する処罰が、「とびぬけて重い」ものであったことである。これは、逸見氏が、あらためては指摘していないのであるが、上田誠吉氏や宮澤弘幸の遺族の、事件に関心を寄せる出発点となる深刻なテーマであった。

日米開戦の当日、日本全国で一斉検挙が実施され、逮捕されたのは、126名であった。そのなかで、不起訴処分など、処罰を免除されたのは77名と実は多数を占めたのである。しかも起訴猶予、あるいは執行猶予を除いて、実刑判決を受けたのは、一見意外であるが16名にとどまった。その実刑も懲役2年以下の短期刑の実刑が13名であった(1年以下が10名)。その残りのわずか3名こそが、北海道大学の宮澤弘幸とレーン夫妻であり、15年2人と13年1人という別格の極刑だったのである。宮澤に対する求刑は、実に、無期懲役であった。それでも宮澤家では、冤罪のためとはいえ死刑求刑も覚悟せざるを得なかったので、密かに祝宴をもった、と上田氏は記している。

上田氏も逸見氏も、当時の日本政府は、アメリカに抑留された日本人との交換要員を造りだす必要があったと指摘している。確かにその通りだが、なぜそれが、北大の宮澤弘幸とレーン夫妻の3人への冤罪だったのであるか。この上田誠吉氏と宮澤弘幸の近親者たちが提起した疑問は、今もまったく解明されていないままなのである。

1. 宮澤弘幸の思想と行動

宮澤弘幸の思想と行動について、逸見氏は、上田氏とは異なる別の評価を加えている。宮澤が、「積極的で行動的な「国家主義者」で」、戦後、「思想の整理と葛藤」に苦しむほどであったと逸見氏は評する。この点について、私の疑問を記したい。

逸見氏は、最後の「結びに替えて—若干の考察—」のなかで、調査報告を全部で8点に分けて整理している。宮澤の思想と行動についての整理と考察は、その6番目である。事件を再構成する上で、重要なので、逸見氏の文章全文を掲げよう。

6. 北大工学部は、宮澤弘幸が1945年10月10日に釈放されたことを知り、1945年12月21日の教授会で復学の意志を確かめたうえで復学させると決定した。宮澤弘幸が何の応答も示さなかった理由を、上田誠吉は、逮捕容疑の究明・救援依頼を今裕学長が断ったことに宮澤弘幸の両親がこだわったと述べている。この説明は的を射ているだろう。しかし、それだけではあるまい。宮澤弘幸の友人たちが証言しているように、彼は積極的で行動的な「国家主義者」であった。宮澤弘幸を宮城刑務所から解き放った占領軍は「極端な国家主義者」の排除も掲げていた。強いられた4年近い拘禁の所以を振り返り、敗戦を経て占領のさなかに未来を見通すには、複雑な思想の整理と葛藤を要したはずである。重篤な結核の身で、折り重なった絶望と闘うには時間が不足であった。

逸見氏は、上田誠吉氏が、『ある北大生の受難』のなかで指摘している事実、「(宮澤家から北大への) 逮捕容疑の究明・救援依頼を今裕学長が断ったことに宮澤弘幸の両親がこだわった」件を確認している(学長の拒絶は、同書125頁から126頁などで指摘されている)。逸見氏は、宮澤弘幸が、復学の連絡に応答しなかった理由を、それに加えて、宮澤が積極的で活動的な「国家主義者」であったので、戦後、大学に復帰するには、「複雑な思想の整理と葛藤を要したはずである」と評していた。なお注記では、戦時下、陸軍士官学校に在籍していたある歴史家(現、北大名誉教授)の敗戦後の思想の葛藤や苦悶をすら挙げている(同氏調査報告注51、132頁参照)。だが、逸見氏の想定するような宮澤の「複雑な思想の整理と葛藤」は、上田氏が、およそ想定しなかったところのものである。逸見氏は、宮澤の国家主義への傾倒を上田氏より、大きく評価している。宮澤弘幸の思想と行動の評価に係わる問題なのだが、私は、逸見氏の評価を理解できない。

上田氏の『ある北大生の受難』を見なおしていただきたいのであるが、宮澤は、確かに

積極的な「国家主義者」の面を持っていた。しかし、同時に、当時の国家主義者とは、異なる側面、つまり国家主義者と対極の面をも、併せて持っていた。この宮澤の多面性が重要なのであり、私は、三点を挙げて再確認したい。

第一に、宮澤弘幸は、外国人教師レーン夫妻（アメリカ人）、ヘッカー（ドイツ人）、マライーニ（イタリア人）、大黒マチルド夫人（フランス人）、さらには中国人留学生らと深い親交を持っていた。ハロルド・レーンは、第一次大戦では、良心的兵役拒否を貫いたし、ヘッカーは、有名なファシスト嫌いだった。アイヌ民族人類学研究者マライーニは、先鋭的な登山家で、宮澤は、北海道の冬山登山などのパートナーであった。宮澤は、マライーニ家族の住む外国人官舎に下宿した。そして、外国人教師たちと国際的な、家族ぐるみの親交を結んだ。かれらは「FIDNAC」（仏・伊・独・日・米・中）と呼んだりもした。外国人教師と北大生の、北大構内官舎などにおける親交は、特高の監視下にあり、彼らもそれを知っており、学生主事や憲兵から警告も受けていた。そのために、親交から去るものも居れば、宮澤弘幸のように、「どんなことにも堪えて」（レーン夫妻娘婿マイナーの証言）友情を示しつつけるものも居た（上田『ある北大生の受難』110頁）。宮澤は、排外的な「国家主義者」のいわば対極の側面も、併せて持っていた。宮澤はそのことに自覚的でもあった。日中戦争下、交流の輪に中国人留学生が加わっていたこと、上田氏が、「中国人留学生がもう一人いたが、その名は確認できない」と指摘している点、この中国人留学生は、今も、北海道大学史の調査課題である。

第二に、宮澤は、満州など植民地に大いに関心をもっており、頑健な体力と行動力で各地に旅行をした。その点で「国家主義者」でもあった。しかし、ただの「国家主義者」ではなかった。この点を、上田氏は、とくに力点を置いて叙述している。

満鉄の企画に応募した満州視察旅行では、旅行報告「満州を巡って」を、北海道帝国大学新聞に三回連載した。上田氏は、宮澤弘幸が「相当の眼識の持ち主であった」という。

日本人の富豪や政府関係者による不在地主になる土地投機を批判し、「満人小学校」の「土牢のやうな薄暗さ」に、北海道アイヌの「陰惨な家」を連想し（マライーニや宮澤は、アイヌの貧困問題を取りあげようとした）、オンドルを備えた日本人学校との「厳然たる」「差別」を認め、天照大神が「満人」の家にあるのを見ても、「満州帝国は独立国に非ず」と断定した。満鉄と満州国政府との不仲を、旺盛な行動力とコミュニケーション能力で取材してそのまま詳しく具体的に記述した。国境の向こう側のシベリアですすむ「レーニン」の農村電化を「大いに学ぶべきであらう」と言ってはばからない。

上田氏は、「民族差別と、「満州国」が日本の傀儡であることの確認は、実は日本帝国の「満州」政策の根本的批判に発展する芽を含んでいた。「これらは、この時代によく活字になりえた、と思わせる」、「宮澤は、「五族協和」、「王道楽土」の「満州」という軍国日本の看板の虚偽性を確実に見破っている」とまで評する。あるいは、上田氏の評価を、買い被りと思われる向きもあろう。私も、今回、『北海道帝国大学新聞』に3回（1940年11月12日号・同26日号、12月17日号）連載された長文記事を、復刻版で子細に読んだ。上田

氏の評価が、弁護士らしく、宮澤報告を等身大に正確に論評したものであることを確かめた。「この時代によく活字になりえた」という上田氏の批評にも同感である。それだけではない。連載の終わりに当たる3回目では、「北大と満州」という見出しを付けて、「満州」にいる北大関係者、とくに北大教官に、遠慮のないさまざまな、具体的な批判をぶつけていることを確認した。たとえば京大の教官（橋本博士）を好対照の例として引きつつ、北大教官には、「満州」の北大卒業生の「教え子の苦境を積極的に救おうとする人が殆ど居ない」などと、実名もあげて率直そのものである。「何としても北大人の気力に重大な責任があらう」と「北大と満州」の項を結んでいる。全体として旅行記は、現地で、取材したことを洗いざらい、そのまま記事にするという筆法である。また、小規模な抗日蜂起が頻発していることも記事にしている。ただし、この抗日蜂起に対する日本人の「殺伐の気風とかが失われ」と宮澤が嘆く部分は、日本側弾圧への肯定的な所感であり、大問題であると思う（連載の第2回、「彌榮村」の項）。宮澤弘幸も、植民地の実状を批判しつつ、しかし帝国主義の気風から自由でなかった。

私は、当時の、北大人の植民地現地視察報告を、いくつも読んだことがあるが、たとえば、1913年9月13日に『北海タイムス』に掲載された学長（当時、東北帝国大学農科大学長）佐藤昌介の視察談話「鮮満旅行土産」は、併合後まもない朝鮮を視察して、それまでの朝鮮政府の「幾世紀間悪政」をあげ、併合後の総督府の「善政着々施かれ」と称えていたし、これより前、1906年、保護国化した直後の朝鮮を視察した新渡戸稲造は、エッセイ「亡国」や「枯死国朝鮮」では、朗々とした美文で「亡国」を運命づけられた朝鮮を憐れんだ文章を記した（『新渡戸稲造全集 第5巻』）。彼らは、身近で起こっていたはずの抗日蜂起などに触れた文章はもちろん皆無である。北大生宮澤弘幸の北大批判は、北海道大学関係者からの相当深刻な反撥を受けた可能性が高いと私は思う。というのは、植民地視察記と言えば、佐藤学長や新渡戸稲造のように、植民地の被支配民族政府の「未開」や「悪政」を指摘し、支配国日本の「善政」を称えるのが、いわばルールだった。英語とドイツ語に堪能で、イタリア語やフランス語も学んでいた有能な宮澤は、自信家であり、無礼な学生と思う向きも多かったようである。しかし、今から見れば、学長佐藤昌介や新渡戸稲造の礼儀に合った植民地視察記よりは、宮澤の具体的で率直な報告の方が、日本人の「殺伐の気風」を称えるような、看過できない部分があったが、視察報告としては、植民地支配をする日本政府や日本人の問題性を率直に記述しており、はるかに時流に棹さすものであった。その報告は、現地の陰影を活写しており、今日、歴史研究のための史的価値も持っている。

第三点は、宮澤弘幸の法廷での闘いである。宮澤への求刑は、無期懲役であった。レーン夫妻はスパイとして、また宮澤弘幸は、スパイ協力者として起訴されたのである。宮澤弘幸は、特高によって逆さ吊りにされるなどの拷問を加えられた。弁護士は、宮澤に、罪状の一部を、宮澤の生命を守るために、認めるよう勧めたという。しかし、法廷では、残された上告趣意書に述べられているように、宮澤弘幸と弁護団は、自白は当局の強制によ

るものとし、すべての容疑を否認しつづけた。レーン夫妻も同じように闘った。レーン夫人の揺るぎない闘いも、上田氏によって印象的に紹介されている。私はあらためて上田氏の著書を読んで、弁護団が、宮澤弘幸の闘いを支えたことも注目すべき事であると思わざるをえなかった。上田誠吉氏は、このような宮澤弘幸らの否認によって、宮澤無期懲役の求刑に対して、懲役15年、という判決が出たのであり、検察は、一大スパイ事件として構成することに成功しなかったのだと解説している。宮澤弘幸は、網走刑務所では、非転向の思想犯を収容する独居房に収容されていた。

日本敗戦後、釈放された宮澤は、すべての歯が抜け落ち、老人のようにやせ衰えていたが、闘いつづけたのであって、方向を失っていたのではない。東京で、かつてのイタリア人教師マライーニを探しあてて旧交を温めたのは、外国人教師との親交を決して悔いてはいなかったのである。上田氏は、一時体力を回復しつつあった宮澤が、アメリカ留学（ラファイエット大学）に応募したことを『朝日新聞』「天声人語」記事から見いだしていた（上田前掲書、179～180頁）。宮澤の留学応募を、「天声人語」は、「本人は米国へ渡って哲学と法律とを修める傍ら、米国の教育制度を研究することにより、日本の教育制度を十分に修正し、以て日本の民主主義化に資し度い」と報じていた。宮澤は、北海道大学に復学しなかっただけでなく、すすんで「日本の教育制度」を十分に修正したかったのである。宮澤の心構えは、察するに余りある。宮澤弘幸は、戦時下、闘いを貫いたのであって、方向を見失ったことはないと思う。

2. 宮澤弘幸の「退学」について

「Ⅱ 宮澤弘幸の「退学」と「復学」」で、逸見氏は、宮澤弘幸「退学」についての新しい史料を紹介された。工学部に保存されていた学籍簿と、工学部教授会議事録である。二つの史料から、逸見氏は、宮澤の退学経緯について新しい見解を示された。氏の新史料発掘は、高く評価しなければならないが、しかし私は、その見解には疑問を持っている。

工学部学籍簿において、宮澤弘幸は、保存上の取り扱い「死亡」に一括されており、「退学」となっていた。その日付は、「昭和17年4月1日」、理由欄は、「家事上ノ都合」となっていた。「備考」欄には、「昭和十六年十二月八日 国家総動員法ニ依ル諜報問題ニテ勾引セラレ後起訴セラル」と鉛筆で記載されていた。一方、1942年5月7日の工学部教授会議事録には、「前回以後処理事項報告」の第一に「電気工学科三年目学生宮沢ニ対シ四月一日附ヲ以テ退学ヲ許可セリ」と記録されていた。

逸見氏は、工学部学籍簿の記録を紹介して次のように氏の見解を述べる。

宮澤弘幸は、1941年12月8日に逮捕され、拘留状態にあった。拘留先から退学届を提出したのである。退学届提出時期を特定することは困難であるが、後に紹介する工学部教授会記録を勘案すれば、起訴された1942年4月9日前後である。退学理由にある「家事上ノ都合」とは、もちろん口実である。宮澤弘幸は、起訴されるに及び長期

の服役を覚悟し、学業の達成を断念した。自ら「家事上ノ都合」で退学すれば、復学の可能性は残る、あるいは退学すれば「処分」されずに済むという判断が働いたのかも知れない。宮澤弘幸は一貫して軍機保護法違反嫌疑を否定していたことを想起すれば、いずれ復学するという意志と見ることも許されるだろう。

逸見氏の解釈は、三点である。第一に、宮澤弘幸は、拘留先から退学届を提出した。第二に、それは、「家事上ノ都合」を口実にして退学すれば、「復学の可能性」は残るという宮澤の判断であるかも知れない。第三に、あるいは、退学すれば「処分」されずに済む、という推測である。

私は、逸見氏の三点の推測のいずれも納得できない。宮澤は、スパイ協力者として起訴されたのであり、求刑は、無期であった。宮澤は、容疑全面否認で闘ったのである。「家事上ノ都合」を口実にした退学届けで「復学の可能性」を残したり、大学の処分を避けたりする必要があったとは思えない。それは、容疑全面否認を貫いた宮澤弘幸に相応しくもない。宮澤にとっては、問題は、学生生活の継続などではなくて、宮澤のいわば生命に係わっていた。宮澤弘幸や弁護人は、法廷の闘いの上で、なお大学に求めているものが何もなく、私には思えない（後述）。

一方、教授会記録の文言も問題である。5月7日の教授会議事録に、4月1日付けで、「退学ヲ許可セリ」なのである。前回教授会は、逸見氏の調査によれば、4月23日であった。4月23日以後に、遡って4月1日付けの退学処理がされたのである。私は、宮澤の退学は、大学側の都合によって、事務的に行われた可能性を考えることもできると思う。教授会議事録の「四月一日附ヲ以テ退学ヲ許可セリ」という文言もそうである。逸見氏は、これも宮澤が提出した退学届を許可したものと理解される。しかし、この「許可セリ」という文言は、事務的な退学「処理」においても用いられる文言でもある。スパイの重い嫌疑で逮捕された外国人教師や学生を抱えていれば、大学も責任を問われかねなかったのではないか。そして宮澤は、意志表示がきわめて困難なところに居た。

宮澤退学「許可」より遡るが、逸見氏は、レーン夫妻解職の処理について、大学側の公文書を見いだしていた。1941年12月29日、北大は、総長名で文部省に、「外国人教師ノ身分ニ関スル件」を送付して、文部省の指示を求めた。ここに北大の抱いた、事件に発する「憂慮」が述べられている。

レーン夫妻ハ対英米宣戦布告ト同時ニ当地警察署ニ拘引取調中ナル旨、過日内報致シ置キ候処、其後檢察当局トモ連絡致シ居リ候へ共、未ダ事件ノ内容ハ判明スル迄ニ至ラズ、然ルニ今回、更ニ之ニ関連シテ、本学卒業生一名拘引セラレタル新事態モ発生シ、憂慮ニ堪ヘサルモノ有之候、就テハ現在ノ俣、右兩名ニ対シ、教師ノ身分ヲ存続セシムルモ如何カト思料致サレ候条、此際之ガ取扱ニ付、何分ノ御指示相仰度、右内報差上、及御伺候也

「事件の内容」は北大には正確には判明していないが、関連して卒業生（黒岩喜久雄）も逮捕されるという事態が起きた（黒岩は、その後、懲役2年、執行猶予5年が確定した。むろん冤罪である）。北大は、文部省に対して「憂慮」に堪えず、アメリカ人教師の身分を存続させては「如何カ」（北大として問題があるという意味）と指示を求めた。内容は、ほとんど北大からの解職処分の申し出と言える。そして、文部省からの指示は、敵国人の外国人教師に対する、「昭和十七年三月末日限り」の契約破棄（解職）であった。こうしてレーン夫妻との契約は、4月1日からは、結ばれないことになった。実は、注意深く見直せば、それは、北大が「許可」した宮澤弘幸退学の日付（4月1日）と同日なのである。前述のように、4月23日の教授会以後、5月7日までにそういう退学処理がされたのだが、宮澤は、4月9日に起訴され、判決は、12月16日に出たのであるから、北大の退学扱い処理は、裁判中に、しかもそのかなり早い時期に行われたことが分かる。

宮澤が退学届を出した、という逸見氏の推測への疑問は、1942年12月16日第一審判決の後、弁護人が大審院へ提出した上告趣意書の文言からも導かれる。上田誠吉氏が指摘したように、「弁護人は、量刑不当の主張にも力を入れてい」た。上告趣意書の冒頭部分を引用しよう（上田前掲書、148～9頁）。冒頭の文言などをよく注意して読みたい。

「学生青年たる被告人に十五年の懲役を科するは被告人を生ける仮葬るものにして、殆んど死の宣告に等しきものあり」、「之を以て恰も故意に国を売りたる者の如く観察し、極刑に近き制裁を以て臨むは酷に過ぐるものと云はざるべからず」、「之を伝説したる相手方は外国人といふべく余りに日本に親しみ、日本にその全生涯を送り、日本と日本人とを愛すること同胞と異らず、しかも誼みに於ては師弟たりし者にして之を警戒すべき外国人として見よと為すことは、不可能を期待するものなり」「之等の諸点を無視し、至重至高の秘密を敵国に漏泄したる場合に該る極刑に近き量刑を以てしたるは、到底刑の量定公正を得たるものと言ふべからず」

弁護団の上告趣意書冒頭で、宮澤弘幸は、「学生青年たる被告人に」と記述される。「たる」は現在形であり、宮澤は、今も学生なのである。その量刑不当の主張では、レーン夫妻とは「誼みに於ては師弟たりし者にして之を警戒すべき外国人として見よと為すことは、不可能を期待するものなり」と述べる。レーン夫妻は、宮澤にとって大学の教師だった。大学の教師と親交を深めたのである。宮澤がこういう主張をするのは当然であり、事実、そう主張した。そのことから言っても、私は、宮澤が、大学を自ら退学することは腑に落ちない。上告趣意書を見ると、弁護人が、北大において、きわめて人望豊かであったレーン夫妻について、なんらかの大学側の言明を求めたい意向がにじみ出ていると思う。退学してしまえば、この意向が実現する可能性は、いっそう弱まる（ちなみに、レーン夫妻に対する弁護の文章は、その通りなのである。たとえば、レーン夫人は日本生まれである。夫妻の第一子は早逝し、夫妻は札幌のその墓の傍らに葬られることを決心していた。

そして、戦後にその通りになされた。

宮澤弘幸に対する第一審判決の文章も注目される。判決は、1942年12月16日に出された。レーン夫妻の解職、そして宮澤弘幸の「退学」は4月1日だとすれば、すでに8ヶ月半が経過していた。しかし、第一審判決は、次のように宣告した。「理由」の冒頭部分を引用しよう。

「理由 被告人は昭和十二年三月、東京府立第六中学校を卒業して北海道帝国大学予科工類に入学し、現在大学工学部電気工学科に在学中のものなるが、予科入学後間もなく、孰れも米国人にして同大学予科英語教師たりしハロルド・メシー・レーン及びその妻、ポーリン・ローランド・システア・レーンと相識り、毎週金曜日同夫妻の開催する英語個人教授会に出席して英語会話の教授を受けたることありて以来、同夫妻に心酔して親交を重ねるに及び、……」

裁判所の判決文でも、前述したその後の上告趣意書と同じく、「現在……在学中のものなるが」と現在形になっている。念のためにくり返せば、判決は、大学の退学「許可」後に出たのである。一方、レーン夫妻は、「同大学予科英語教師たりし」と、過去形になっており、レーン夫妻への北大の契約破棄と照応している。逸見氏の調査によれば、契約解除は、1942年3月14日に拘留中のレーン夫妻に届けられ、3月31日付け「受領書」を書いたのは、札幌警察署外事部の警部補であったという（レーン夫妻には、3月までの給与が支払われた）。宮澤への北大の「退学」処理は、第一審裁判所や宮澤の弁護人には届いていなかったのであろうか。また、「憂慮」に堪えない北大の文部省向けの「処理」であったのだろうか。いずれにしても、もし宮澤弘幸自身が北大に退学届を出した上で、北大の退学「許可」がされていたのだとすれば、宮澤弁護団は、このような食い違う主張をしなかったはずである。逸見氏の学内文書の調査では、宮澤の「退学届」は、見いだされなかった。

第一審では、何人かの証人が出廷した。宮澤が千島列島旅行で、見聞したと述べたことについて、羅州丸の船員松本氏らが証言した。これを見れば、北大側が、出廷すべき証人の第一であったと言え、不自然であろうか。レーン夫妻は、老父が末期癌（翌年死亡）のため、アメリカ大使館の帰国指示にもかかわらず、帰国できないでいたのであり、多くの証言が示すように、およそスパイとは縁遠い、温厚で、まことに親身な人柄であり、多数の北大人に慕われ、戦後、その働きかけによって再招聘された人物であった。

日米開戦の日、前にも紹介したように、全国で126名が特高に一斉検挙されたが、起訴されたのは、48名、なかで実刑判決を受けたのは、16名、そして実刑判決で、宮澤弘幸とレーン夫妻の3人は、飛び抜けて重い極刑を受けた。ひるがえって考えてみれば、釈放されたり、免訴されたり、微罪で済んだ人々にはどのような抗弁がされたのだろうか。前述したように、私は、法廷で容疑否認を貫いた宮澤弘幸の、弁護人たちの闘いを支えた勇氣

も感じた。同様に、全国の多くの免訴や微罪の背後では、軍国主義のもとでも、さまざまな抗弁が行われていたのではないか。北大に、検察に対する抗弁を求めるのはおよそ酷であるとしても、ごく妥当な範囲の北大の証言が行われる可能性を想定してみるのは、私だけであろうか。しかし、レーン夫妻への契約破棄と、それに加えて、宮澤弘幸への北大の退学「許可」処理は、三人が起訴され、その裁判が始まった頃に行われた。

まとめ

宮澤弘幸の評価について、時流に棹さした北大生として評価する必要性を述べた。宮澤は、率直な視察報告の筆者であり、植民地支配の実状を批判していた。帝国主義の気風から自由ではなかったが、なお、批判の姿勢を貫いていた。

一方、外国人教師との深い親交を守り抜いた。日米開戦の日、宮澤がレーン夫妻の官舎を訪ねたのは、レーン夫妻の娘婿マイナーの証言のように「どんなことにも堪えて、妻の家族（レーン夫妻と幼い娘たち、宮澤は家族ぐるみの親交をもった）に対しそれまでと同じ友情を示しつづけた」のだと思う。

宮澤やレーン夫妻は、屈しないで、取調や法廷において闘った。その結果、死刑、あるいは無期を逃れた。繰り返しになるが、宮澤弘幸を法廷で支えた弁護団の勇氣にも、おおいに敬意を感じる。

「暗い谷間」の時代と、戦時下の日本社会を見なすのが通例であるが、宮澤弘幸や弁護団の活動を見ると、「暗い谷間」には違いないが、特高が万能の権力を振るった暗黒の時代とだけ見なすことも一面的だと、あらためて感ずる。

上田誠吉氏の著書を読むと、とくに政治的ではないさまざまな人々が、宮澤弘幸やレーン夫妻を支えたことを知る。電気工学科の同級生は、家族手製の靴下や岩波文庫を差し入れたし、国鉄で護送されるレーンの前に直立して「レーン先生」と挨拶し涙した青年（北大生か卒業生であろう）がおり、レーン夫人への同情のために免職された看守長もいる。さまざまに紹介されているが、敬服すべき勇氣であると思う。それらは「支援」の全貌の一部ではなかろうか。

日米開戦の日の一斉検挙の多くが起訴猶予や執行猶予になったことも重要である。そして宮澤弘幸とレーン夫妻は、困難をきわめた状況のなかで、すべての容疑を否認して闘いつづけたのであって、この点で、北大生宮澤弘幸の戦時下における「時代に棹さす」生き方を、北大はあらためて謙虚に再評価する必要があると思う。逸見勝亮氏の冒頭の文章「[宮澤・レーン冤罪事件]」に対する北大の「対応」を明らかにすることは、北海道大学史研究の課題である」を、共感をもって噛みしめたい。この戦時下の冤罪事件は、今もなお大学史研究の貴重な課題であると思う。

〔付記〕

この評を書くために、宮澤弘幸弁護人の「上告趣意書」や「大審院判決」、あるいは、宮澤弘幸の救援に非常な奔走をし、戦後は米国に渡った母親とく「手記」（28頁に及ぶという）などは、上田誠吉氏の著書に引用されている文章を参考にした。それらは、一般向け著書の性格から著者上田氏による部分引用である。本来は、全文を正確に読むことが必要であるが筆者にはその余裕はなかった。冤罪事件は、すでに70年が経過し、なお歴史的な重大事件である。上田誠吉氏（1926～2009）が収集されたはずのこの北大生冤罪事件史料群の散逸を危惧しつつ、大学文書館などで保存され、閲覧できればと、切望しないではいられなかったことを付記したい。

（いのうえ かつお／北海道大学大学文書館研究員・北海道大学名誉教授）